

(就労継続支援B型) 令和8年度報酬改定に伴う基本報酬の算定区分に係る届出について

令和8年度報酬改定により、令和8年6月分から就労継続支援B型事業所の基本報酬区分の基準が見直しとなります。

そのため、就労継続支援B型事業所の年度当初の届出については、令和8年3月26日付け事務連絡「令和8年度の基本報酬及び各種加算の届出に関するお知らせ」の内容に加え、下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1 今回追加で対応が必要な事項

就労継続支援サービス（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の事業所は、「令和8年4月・5月分の基本報酬に係る届出書」と併せて、「令和8年6月以降分の基本報酬に係る届出書」も提出してください。（同一の電子申請に添付）

ただし、以下2(1)、(2)のいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用になるため、「令和8年6月以降分の届出書」の提出は不要です。

2 見直しの対象外となる事業所

(1) 今回届け出る区分（令和7年度工賃実績に基づく令和8年度の基本報酬区分）が「1万円以上1万5千円未満」「1万円未満」の場合

(2) 令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なります。》

ア 令和5年4月以前に指定を受けた事業所

⇒「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない、又は下がっている場合

【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】

イ 令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

⇒区分八が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。

参考資料①で比較する月を確認してください。

【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】

※令和6年4月以降に指定を受けた事業所は、令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります。

((1)に該当しない場合は、「令和8年6月以降分の基本報酬に係る届出書」を提出してください)

3 提出期限

令和8年4月15日